

## 第6回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム

### 第1分科会 議事録

#### (事務局)

本日はお忙しいところをご参加いただきましてありがとうございます。分科会の開催に先立ちまして事務局から連絡事項があります。本日のこの分科会では、神奈川県、相模原市、高知県、鳥取県、山梨県の各職員の方から報告をいただいた後、パネリストの方々と県民参加の施策展開について議論をしていきます。なお、分科会の終了時刻は15時15分を予定しております。

この分科会では、本日受付で配布した資料のうち、神奈川県説明資料としてパンフレット「水源環境の保全・再生をめざして」、及びパワーポイント説明資料を、鳥取県説明資料として「鳥取県森林環境保全税の制度見直しと実施状況について」を、山梨県説明資料として分科会にて追加でお配りしました「山梨県の森林」を使用いたします。また、お配りしているプログラムの10ページから16ページに報告内容のレジюмеを掲載しておりますのでこちらもご覧ください。

次に、会場の皆様からのご質問、ご意見についてですが、進行の都合上直接ご発言いただくお時間をおとりできませんので、ご質問は本日お配りしている分科会用の質問用紙にご記入いただきますようお願いいたします。用紙が足りない場合や筆記用具がない場合はお近くの係員までお申しつけください。なお、質問用紙は各自治体の取り組み状況の報告が終了する14時40分ごろ係員が回収に参りますのでお渡しくください。

事務局からの連絡事項は以上です。

それでは、ただいまから第1分科会「県民参加の施策展開を目指して―第2期計画へ向けて―」を開会いたします。

この分科会では、東京市政調査会主任研究員の高井正さんにコーディネーターをお願いしております。それでは、高井さん、よろしく願いいたします。

#### (コーディネーター高井氏)

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました東京市政調査会の高井と申します。お配りしているプログラムの略歴のところにも書いてありますよう

に、5年前まで神奈川県職員として水源環境税と施策づくりの仕事に従事しておりました。そういったことで本日コーディネーターを務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

今事務局からお話がありましたように、この第1分科会では先行して見直しを行った県、具体的に言いますと高知県さん、鳥取県さん、それから神奈川の上流に位置します山梨県さん、先ほど知事のほうからも話がありましたように今現在神奈川県と山梨県では桂川・相模川流域の森と水質について調査をしていると。今後どうするかということで、今後山梨県さんのほうにもいろいろとお世話になるということで山梨県さんにもお出ましいただいたということでございます。

この第1分科会のミッションですけれども、午前中に金澤先生から話がありましたように、県民参加というようなことをどうやって施策に取り込んでいくかということについて、全国的には今見直しが行われている第2ステージに進みつつある先行県からの取り組みを参考にしつつ、それから、神奈川県ではちょうどこの3月で最初の5年間のうちの前期の2年間で終わって、県民会議のメンバーもこの4月から新たに入れ替わって、第1期の中の後半ステージに入るというそういう見直しのタイミングでございますので、そういう状況の中で県民参加、市民参加をどういうふうにしていったらいいかという視点で各県の方にご発表をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず他県からお見えになっている方々に、神奈川は今どういう状況で、どういうふうな取り組みをしているのかということについて、神奈川県と相模原市のほうから各10分ずつぐらいパワーポイントで説明していただいて、それを踏まえてご3県の方にそれぞれの県の取り組みをご報告いただいて、それを受けてディスカッションに行こうというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。神奈川県民の方々、本日ご参加の方々はもうよくご存知と思いますが、おさらいという意味も込めまして、この後神奈川県さんと相模原市さんのほうから現状と取り組みの報告をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと席を移っていただきまして、こちらのほうで皆さんと一緒に神奈川の現状報告を聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、神奈川県土地水資源対策課の星崎担当課長、よろしくお願いいたします。

(星崎氏)

神奈川県の水資源環境保全担当課長の星崎と申します。よろしくお願ひいたします。

説明の資料は、神奈川県説明資料というものでございます。ちょっと手元お暗いですが、こちらのスクリーンの画面を一緒に見ていただければと思います。

これは水資源の現状です。神奈川県では水がめとなります4つのダムがございます。相模ダム、城山ダム、それから三保ダム、そして平成13年に宮ヶ瀬ダムが完成し、県民の皆さんが使う水の量というものはおおむね十分となりました。県内の水道水源の約9割をこれらのダムがあります相模川、酒匂川で賄っています。これは横浜も川崎も同じ水源ということでございます。

そのダムの水ですけれども、その水は上流の森林や河川などの自然環境によって育まれます。これが荒廃した森林の状況です。せっかく植林して育てていたものも間伐不足になりますと、地面に日が差しません。そうしますと下草が生えませんので、土壌が流出してしまって水も地下にしみ込まないというような状況があります。

これは平成15年度の調査、水源の森林におきまして私有林の人工林が30%ございまして、そのうち60%が荒廃した森林という調査結果でございまして、では、自然林はどうなのかということですが、これはブナの立ち枯れの様子です。丹沢の山頂部分はブナの立ち枯れが非常にひどくなっています、同じように土壌の流出が懸念されます。このオレンジの部分非常にブナの立ち枯れが多い地域というふうになっています。

一方で、水の、水質の状況でございまして、この表の一番左側にございましてBODというのがありますけれども、この数値が高いほど水が汚れているということであらわしてございまして、相模川、酒匂川、いずれも環境基準というのが2.0と定まっておりますけれども、それよりも下回っているという状況ですが、今後森林の保水力の低下ですとか土壌の流出、こういったことが出てきますと大変心配されます。

また、湖の状況、これ左側の図でございまして、全窒素、全リンという

生物の栄養のもととなる物質の濃度が非常に高いため、夏の気候が非常に高温になってきますと、写真左下にございますようにアオコが発生し、においがするというような状況でございます。

こういったことから、平成12年に水源環境保全・再生施策の財源のあり方について議論を重ねまして、20年間の取り組み方向を示します施策大綱というものと実行5カ年計画というものをつくりました。そして、納税者1人当たり平均年間950円の個人県民税の超過課税を19年度からご負担いただいているものでございます。

そういうことで19年度から事業も始まっています。その中身と取り組みの状況をご説明いたします。

まず、森林の保全・再生事業でございます。1番から9番まで書いてございますけれども、1の水源の森林づくり事業の推進から5の地域水源林の支援という事業までが荒廃した森林を公的に管理・整備していこうという事業でございます。次に、6の河川の自然浄化対策の推進、地下水、さらには公共下水や浄化槽の整備、こういうものを構成事業としてございます。また、この表でいいますと右側に四角が10番、11番、12番というふうに並んでいますけれども、この事業計画はただ単に事業を行うということではなくて、モニタリングの調査ですとか共同調査などを行いまして、その結果を踏まえて施策の効果を検証し、それを県民参加で行う。そういった新しい仕組みづくりを事業の実施と同時に行っていくということが特色でございます。

これらの事業の昨年度の実績を個別にご説明いたします。

まず、1の水源の森林づくり事業ですけれども、こういった荒廃した人工林を整備することによりまして、日の十分入って下草が生えるようなこういった森林をつくりたいということでございます。森林づくり事業は5年間で9,592haの整備という目標を掲げています。昨年度の実績は2,059haでございまして目標の21%まで進みました。2,059と単に言ってもどんなものかわからないと思うんですけれども、これは相模原市の旧城山町とほぼ同じ面積の整備量でございます。これを予算で見ますと約20億円で当初積算しました5年間の必要額が83億円でございまして約24%に当たります。ちょっと細かくて恐縮ですけれども、実施箇所を地図上に落としてみますとこんなような格好になります。事業実績につきましてはこ

の会場の外に地図をパネルで展示しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

また、水源の森林づくり事業につきましては長期目標を掲げていまして、38年度までに私有林2万7,000haを確保して、6万5,000haを整備したいというところでございます。19年度末で約36%の森林が確保できてございます。

次の丹沢大山の保全・再生対策ですけれども、先ほどブナの立ち枯れの状況を見ていただきましたけれども、そういったところに写真にございますように土砂の流出を抑える対策を行いましてブナ林の再生を目指しています。昨年度は測量調査を行って、合わせて6.62haの整備をいたしました。同様に丹沢大山の中心部対策としまして溪畔林整備事業がございます。昨年度測量をしまして、ちょっと見にくいですがけれども白いマークがあるところ、こういうところを事業候補地として検討してございます。

4番目の事業としまして、間伐材の搬出促進でございます。これは間伐をして外に木を切り出して、建物を建てて、きれいなといいますか、水源によりよい森林をつくっていく、こういうサイクルを何とかできないのかというようなことで間伐搬出のための費用を補助してございます。昨年度約6,000m<sup>3</sup>の間伐材を搬出しまして有効利用いたしました。これは普通の住宅の180軒ぐらいの量に相当するものでございます。

続きまして、森林の整備の最後になりますけれども、地域水源林の整備です。先ほどの丹沢大山を中心としました水源の森林地域の周辺部、標高の低い地域や箱根ですとか湯河原の地域、こういったところにつきまして今回新たに地域水源林エリアとしまして市町村が森林整備をすることとしています。5年間で1,263haの確保を目標にしています。昨年度の実績は269haの確保でこれは目標量の21%に当たります。

次に、河川の自然浄化対策の推進です。これはいわゆる三面張りなどのコンクリート護岸などをやめまして、河川が本来持っている自然な浄化態勢、機能を高めていく工事を市町村が行うものでございます。写真は小田原市の排水路の写真と開成町の工事の写真でございます。

次に、地下水ですけれども、地下水は水源全体の約7%を占めています。地下水を主に水源にしている地域というのは、これは丸で囲んでございますけれどもこ

のような地域が8カ所ありまして、その地域の市町村の対策を支援してございます。この写真は秦野市がつけました地下水浄化施設の写真でございます。

次に、湖周辺の生活排水対策ですけれども、これがアオコの写真でございます。夏、高温になって水の流れがよどみますとこういったものが発生してくるということで、現在はエアレーションですとかいろいろ対策はとっているんですけども、何よりも流入の原因というものが、湖に窒素やリンというものが流れ込んでくるということが原因でございますので、下水道と浄化槽の整備を行っています。下水道は28.6haの整備をいたしました。浄化槽は窒素、リンが特別にとれる高度処理型というものを設置しまして、37基設置いたしました。いずれも相模原市の事業となっております。

ここまでが直接的な対策事業で、そのほかに共同調査事業やモニタリング調査事業がございます。共同調査では、相模湖、津久井湖の集水域の8割が山梨県にありますので、山梨県と共同いたしまして山梨県側の森林や生活排水処理の状況を調査しております。昨年度の実績、森林でいきますと大月、上野原市を中心に私有林を調査させてもらって約4割が荒廃していると。それから、生活排水の状況でございますが、例えばくみ取り施設というのがまだ7,000基ほどあるというような状況がわかってまいりました。今年度も引き続き調査をしてございます。流域の図がこんな形でございまして、薄紫色になっているところが相模湖、津久井湖の上流域の山梨県側の地図ということになります。

さらには、この水源対策事業の効果を長期的に把握するために水環境モニタリングを行っています。この図は、河川モニタリング調査のうち生物から見た水質の変化をあらわしたものです。5年に1回程度、相模川か酒匂川全体の状況を把握し、評価していく計画でございます。この図には60年代と14年、15年にやった調査の結果が出てございます。

最後に、県民参加による仕組みでございます。この新しい仕組みとして30名から成る水源環境保全・再生かながわ県民会議を昨年度設置しまして、本日のフォーラムもそうですけれども、さまざまな取り組みを行っていただいております。この2年間の成果といたしましては、県内5地域でフォーラムを行い、皆様の直接の声をまとめ、ご報告をいただき、来年度事業などに反映することができました。また、県民会議の報告に基づきましてNPOなど市民事業への補助制度を今

年度から始めたところでございます。さらには、県民会議委員がただいま紹介した各事業の現場に行き、モニターをし、それを編集して「しずくちゃん便り」として発信してございます。受付のところにご自由にとっていただくような形でこういうものを置いてございます。ぜひ見ていただきたいというふうに思いますけれども、「しずくちゃん便り」は現在8号まで発行してございます。手にとっていただければと思います。

このような活動には公募委員を中心としました各委員の方が本当に精力的にご活躍いただいております、一つ一つ積み上げた成果を出しております。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。県民会議の委員の任期は1期目がこの3月で終了しますが、最後の県民会議に向けて現在事業の点検表というものを作成中でございます。県としましても本日のフォーラムや点検表など、県民会議の意見を踏まえましてさらなる施策の見直し、充実を図ってまいりたいと考えています。

私からの説明は以上でございます。

**(コーディネーター高井氏)**

どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、引き続きまして、この会場の地元、相模原市の取り組みということで、相模原市役所の森課長さんにご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

**(森氏)**

相模原市役所で環境対策課長を務めております森と申します。よろしく願いいたします。

私もパワーポイントを使いまして説明をさせていただきます。お手元に、今画面に出ているものを頭にして3画面の表示がされた資料が入っているかと思えます。そちらのほうもご覧になってください。午前の部の加山市長の話、あるいはただいまの星崎課長の話、多々重なる部分があるかと思えます。レビューの意味を含めてお聞きいただければとこのように思います。

まず、相模原市の位置について簡単にご紹介しておきます。相模原市は神奈川県の北西部に位置するというこれをポイントとして押さえておいていただければ

と思います。東京都心からですとおおむね、東西に長い関係もありまして、30キロから60キロの圏域に入っていると。図で見ておわかりのとおり北は東京都、西部は山梨県と接しているということでございます。津久井郡4町との合併により現在総面積、表記されているとおり328.84km<sup>2</sup>という面積になってございます。

土地利用の状況をかいつまんで説明しておきます。相模原市は市内に丹沢大山国定公園ですとか県立の丹沢大山自然公園、あるいは陣場相模湖自然公園、こうした公園を抱えておりまして、県内に貴重な自然資源の保全地域としての特性を持っています。森林地域の面積を見ますと約1万9,000haということで、この面積は大体市域総面積の58%、6割弱というそのような面積になってございます。さらに、多くの人造湖、ダム湖ですね、相模川の圏域内では上流域に相当すると。相模湖、奥相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などなど、そして相模川水系としては水源地域としての大きな役割を持っていると。土地利用の面からもそのような特性が見られるということでございます。

相模原市域内の森林の現状について少しお話をしておきます。これは多分にごこのところでも共通して見られるところかと思いますが、手入れ不足の人工林の増加、下層植生の後退、土壌流失の進行、こうしたもろもろが関連した中で、水源かん養機能の低下などがあります。こうした背景には、もうこれは言い古されているという形に近いかと思いますが、林業経営の困難さによる担い手不足の問題ですとか、後は野生動物による食害の進行なども影響していると考えられます。気象・気候が森林に与える影響などもあるのではないかとこのように考えております。

水源地域としての相模原、これは県の企業庁のホームページから借用したもので、ちょっと目で見てもう一度おさらいの形で確認してください。県の北西部に湖、あるいはダムの表示、発電所の表示などがたくさんあるというのがこの図からもおわかりになっていただければなというふうに思います。

これもおさらいです。ダム湖は県内に供給される上水道の水源構成の50%を超えていると。相模川水系のダム湖から50%を超える上水道の水が供給されていると。ダム下流も含めた相模川水系で見ていくと、相模川水系としては60%を超える水を供給しているということでございます。

水源としての役割、今言いましたとおり、もう一度ここで書いてございます。



県内水道水源の50%超をダム湖が担っていると。市域内を流れる相模川は県内水道水源のダム湖下流を含めた相模川水系全体で60%を超えていると、おさらいです。

相模原市域内の水源の現状を少しお話しします。こちらについては星崎課長からもお話があったわけですが、相模湖、津久井湖は環境基準は達成しているんですが、ただし窒素、リンの濃度が高く、富栄養化の状態にあると。これももう皆さんよくご存じのところだと思います。夏の時期などにはアオコの発生が大分強く見られるということがあります。川で見ていきますと、相模川本川は環境基準達成しているという話はございました。ただし、支流の一部では汚れている区間も見受けられると、そんな状況になってございます。

今度もう一度エリアの特性を、いわゆる水源環境保全策の中での対象地域からの兼ね合いで見ていきますと、この図で見ていただいてもおわかりのとおり、津久井地域のほぼ全域は水源の森林エリア内に位置づけられていると。残る旧相模原市域も含む区域、その全域が地域水源エリアに位置づけられていると、そのようになってございます。

相模原市が取り組む特別対策事業は何があるか。ここからがいわゆる水源環境保全税を原資として行われる12事業のうち市町村が実施主体となる5つの事業、その中で相模原が行っている事業の紹介です。下段のところに5つの事業を並べて書いてございますが、その中の「地下水保全対策の推進」を除く4事業を相模原市が実施しているとそのような状況です。順に少し説明していきます。

この図は、相模原市域内での水源林整備の実施箇所図でございます。県のホームページから借用しました。具体的にどのようなことをやっているかなんですけども、5カ年計画事業量を各項目ごとに少し見ていきます。市有林整備事業として津久井町、相模湖町、藤野町地域の市有林で、整備は84.43ha。あとは、作業道・作業路の整備などを計画しているということです。あと、私有林整備事業としては、津久井町地域の私有林を中心に確保9.0ha、整備7.2haということです。これが水源の森エリアに入るところでして、あと地域水源林エリアでいきますと、地域水源林保全・再生事業として、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区10.8haの整備を5カ年に考えているということです。

ちょっと具体的な場所、状況などをスライドでご覧になってください。津久井

町内の市有林整備の状況、整備前、整備後、対比でちょっと並べてみました。まず、間伐、除間伐の整備前、テープが張ってある木がおわかりかと思います。こうしたものを少し単位面積当たりの樹木数を、整備を含めて除間伐をした整備後の写真が右下ということです。あとは枝打ちの関係ですね。枝打ちの関係については整備前、整備後で、カメラの撮り方にもよるんじゃないかと言われればそれまでなんですが、採光の状況が少し違うというのがわかっていただけるかなというふうに思います。

次が、河川沿いの地域水源林整備の支援の関係です。先ほどお話しした相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区の、これは相模川をまたがる小倉橋下流に位置します上大島地区の斜面林、こここのところを整備の対象区域にしています。もう1カ所です。これも相模原市内の今の上大島地区よりさらに少し下流側になりますが望地地区ということで、田んぼが見えていますがこのちょっと下段のところに相模川がとうとうと流れているというそんな位置関係になります。画面上今見ている斜面林、段丘外に延びる斜面林を整備対象にしているということです。

河川・水路における自然浄化対策の推進についてお話を進めます。現在市内3河川を対象に事業を進めていますが、いずれも相模川の支流、支川であるということです。整備に着手済みの河川は一級河川道保川と準用河川姥川の2河川です。地下水、湧水などの良質な水の安定確保によって水循環機能を高めるということを目標にしております、具体的な整備手法としては護岸にかごマットの多段積み、玉石の空石積みなどによる工法を用いまして、河床では捨て石などで瀬や淵をつくると。河川本来の浄化作用を高めるということを目的としているということです。今後の計画の中では、準用河川八瀬川（やせがわ）で今現在基本計画づくりなどを市民協働で行っているとそんな状況です。

ちょっと整備の実際の実施状況をご覧になってください。整備前の図面で少しおわかりかと思うんですが、少し水がよどんで一部では何となく泡がぷつぷつ浮いているようなそんな状況が見受けられるかなと思います。整備後においては近接の斜面林との一体感も増したと。流れも確保されているという状況です。

向きを変えて見てみました。ただいまのは上流から下流に向けて、これは下流から上流へ向けてという形です。川から見て右手奥側に斜面林が延びているという形です。こちらはその延び具合がよくわかるかと思います。このような箇所を

やっているということです。

生活排水対策の話を少ししておきます。県内ダム集水域における公共下水道の整備促進、今までのペースだとどうだろうというところを表でまとめてみました。津久井地域の下水道整備、面積が広大であったため莫大な経費も要します。長期にわたっていたという現状がございました。これで見えていただくとおわかりになっていただけると思うのですが、平成19年度末における下水道整備計画、従前の旧の下水道整備計画に基づきますと、津久井町を例にとりますと平成23年度に現在の認可区域の整備が完了するんですけども、それは全体の1,138haに対して291haという状況です。33%ということですね。なかなか大変だなというのがこの数字でおわかりだと思います。

では、どうするかというところですけど、「生活排水対策についての取組」ということで、取り組み方針を担当部署のほうで定め直したということです。まず、下水道計画区域の見直しを行って、下水道による部分と浄化槽による部分とその整備区域をもう一度見直してみましようということです。それで、水源環境保全・再生市町村交付金の活用によって事業期間を平成31年度までとしましょうと。3点目、生活排水処理を、今言いましたような形を前提に平成31年度末までに100%目指しましょうということです。

この県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進について、県のほうで定めている12事業の中ではどのように捉えられているかなんですが、書いてございますとおり、「県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の導入を促進」して、「富栄養価の状態にあるダム湖水質の改善を目指す」とこれが目的、ねらいになっておりまして、実際の支援の内容は、市町村設置型、個人設置型を問わず高度処理型、つまり窒素・リンの除去が効果的にできるものということになってございます。

これを前提に相模原市においての浄化槽整備の取り組み、平成21年度から予算化も含めて見直しする予定ということでお聞きおきいただければと思います。ダム集水域の下水道区域以外は市設置型の高度処理型の合併処理浄化槽で臨むと。ダム集水域外の個人設置のものは通常型の合併浄化槽でいくと。ここでポイントは、市町村設置型を基本と据えていくということになります。

以上がスライドとしては終わりです。

ここからスライドがない部分で、今後へ向けての課題として少しお話をしていきます。今日この会場で、私今お話しさせてもらっているんですが、その前にちょっと会場の中で漏れ聞こえた話です。一体何に使っているのかまだまだわからないという声が聞こえました。このフォーラムに参加している方でもまだまだ水源環境保全税がどういう形で使われているのか十分わかっていないと、十分知り得ていないということがあるのかなと。成果と今後の取り組み内容などを今より以上にさらに周知を図ること。それがまた本日のこのフォーラムの目的でもある第2ステージへ向けて具体的に達成するための一つの方策かなというふうに思いました。

あともう1点になります。まず、水源環境の保全・再生の取り組み、こればかりでなく水源地固有の地域課題、このお話を少ししておきます。

地域的に見ていくと、市街地への人口の流出による人口減少、集落全体の衰退というのが確かに津久井地域、とりわけ最も北西部のところでは見受けられるというのがあるかと思えます。そういうところでは往々にして地形的特性なども影響して水源地でありながら日常の上水道の確保、自らの生活に必要な水源の確保に苦慮しているという状況があるというふうに聞いています。これは町、その区域からの提言書などでも記載されている事項です。まずは衛生的で十分な水量を確保できる上水道施設の整備・管理が緊急の課題だと。

あと、津久井地区全般で見られるのが、野生鳥獣などが里地まで下りてきて、経済被害、生活被害をもたらす状況があると。こうした課題もあるのかなと。これらは水源環境保全税に頼るという意味ではなくて、各種施策の連携性を高めて、施策横断的にどう取り組んでいくのかと。地域の皆さんの声をどのように行政施策に反映していくのかと、そここのところが重要かなというふうに認識しております。施策間の連携も含めて行政がまだまだ取り組むべきことがあるのかなというふうに考えております。

雑駁な報告で申しわけありません。私からは以上です。ありがとうございました。（拍手）

**（コーディネーター高井氏）**

どうもありがとうございました。

以上、2本の報告が神奈川県内で行われている取り組みということでございます。これから先行県、それから上流県の取り組みをご報告いただきたいと思います。ここで、パネリストの方のご紹介をしたいと思います。まず最初にこの後すぐご報告いただきますのが、高知県森林部森林政策課の服部さんです。よろしくお願いいたします。（拍手）

その次にご報告いただきますのが、鳥取県農林水産部森林保全課の嶋沢さんです。よろしくお願いいたします。（拍手）

3本目の報告ということで、こちらは上流県ということで、今も話がありました神奈川の水源の上流県であります山梨県森林環境部森林環境総務課の宮島さんです。よろしくお願いいたします。（拍手）

私ちょっと事前に各県のホームページを見ていたんですけども、鳥取県さんのホームページには、今日、神奈川の相模原というところに行ってきて、鳥取県の取り組みを発表してきますということできちっと地元の鳥取県民の方にもこうやってきますよというご報告がホームページに載っていたということをこの場でご紹介させていただきます。

それでは、引き続きパワーポイントを使って、服部さんのほうからご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### （服部氏）

皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました高知県森林部の服部と申します。15分ほどのお時間をいただけるということですので、高知県におけます森林環境税を活用しました県民参加の森づくりというテーマで報告をさせていただきます。

資料としましてはプログラムの10ページにレジュメ、それから11ページから14ページに原稿のようなものが入っております。これは全国知事会の「都道府県展望」という雑誌の12月号に寄稿しましたものでございまして、今日のパワーポイントのもととなっているものでございます。ただ、これを全部読んでいきましたも余り無味乾燥でございますし、本県の事情とそれと神奈川県さんの今日のシンポジウムの意図というのと少し違うかもしれませんので、間にエピソード等を挟みながらご紹介をさせていただきます。

神奈川にお住まいの方が本日多いかと思ひますし、首都圏の方も多いと思ひま

すが、高知県とといいますとどちらかといいますと、位置関係からいいますと、四国の南の半分を占めている県でございます。イメージとしましては恐らく海洋県、海の県だというふうなイメージが多いかと思えます。観光のPRではございませんが、ホエールウォッチングでありますとかそういうイメージがあるかと思えます。また四万十川というイメージがあると思えますが、ただ前の画面を見ていただきますと、狭い平野に山地が迫っているということでございまして、地形的な特徴としましては急峻な四国山地を背中にしまして、前は太平洋が開けているというような特徴的な地形でございます。

これは県の東部のほうにございます魚梁瀬杉というところでございまして、スギでいいますと三大美林と数えられるところですが、高知県、イメージでは海洋県ですが、実はこのような森林が広がっております森林県でございます。森林率、こちら相模原が五十数%というお話でしたが、高知県は県全体が84%の森林率で、なおかつ人工林率が全国2位の65%という1位、2位を占める、意外かと思えますが森林県であるということをご認識いただければと思えます。

こういう急峻な四国山地が私どもの県と高知市のすぐに迫っているという県です。1人当たりの民有の人工林面積も非常に大きいわけですが、ご多分に漏れず荒廃森林の問題は非常に大きい問題になってございます。これが先ほど来のパワーポイントでも出てきましたが、本県における荒廃森林というところです。四国では大体ha当たり3,000本から多いところで4,000本の密植をいたします。こういうマッチ棒のような森林、林内に太陽の光が入らないような状況が非常に広がってございます。間伐後、当然林業を生業としていまして間伐をするわけですが、森林環境税を用いました間伐は通常の間伐よりももう少し強度間伐と申します。成立本数、立っている木の標準としまして通常でしたら四国、九州では25から35ぐらいなんです、森林環境税を高知県で活用している事業につきましては、最初の1期目はというのはまた後でお話をしますが、最初の5年間に関しましては40%を超える強度間伐を行って、これが2年後の状況なんですけれども、針広混合林、針葉樹と広葉樹の交じった森です、こういうふうな基本的にはメンテナンスフリーの森をつくっていかうというふうなハード事業をずっと行ってきたわけでございます。

森林の実績でございますが、少しずつ増えておりますが、これ途中で制度を少し緩和しました関係で増えているんですけども、5年間での実績が約2,500haしかございません。それよりももう少し私どもは今日神奈川県さんのテーマではないかと思っている県民参加の面を少し強調しながらお話をします。

実は、11月11日というのは「こうち山の日」というふうに制定をいたしました。環境税ができてすぐに制定したわけなんですけど、こちらの画面はいわゆるチェーンソーを担いだ森林保全ボランティア、間伐ボランティアの皆さんの現地での写真です。それから、森林環境学習という表現があるかと思えますけれども、これは中学生を対象としましてそれぞれの学校で通年的に授業の中に入れていく、最近ちょっと時間数が減っておりますが総合的学習の時間等で取り込んで成果を出していただくというような学校への支援等を行うこと。そして、先ほど申しました「こうち山の日」という日には、こういった県民参加型のイベント等を実施することによって、どうしても都市住民の方が山に対する関心が低いというのは森林県高知県でも変わりませんものですから、理解と関心を喚起していくという取り組みでございます。

こういう取り組みをする中で、ハード事業のいわば下支えとなりますソフト事業に関しましては、1期目の5年間で約延べ14万人の児童生徒、一般県民の方々が何らかの森林環境税で献立てましたイベントであるとか学習機会の提供等を受けているというふうなことでございます。

こちらの画面も先ほど申しました森林ボランティア団体の皆さんですけれども、2度も出てきたのは理由がございまして、実は高知県は人口が非常に少なく80万程度なんですけれども、県土面積が非常に大きい中で4団体100人程度しかいなかったいわゆるチェーンソーを担いだボランティア団体が、この向かって右端の平成19年、ここで4団体100人程度が今、平成20年の現在の状況で見ますと30団体950人というふうに非常に増えてございます。ご存じかと思いますが、森林の施業、特に伐倒作業というのはものすごく危険性を伴う作業でございますが、この森林ボランティア団体の方々の対応も非常にいろいろございまして、例えば高知市役所のボランティア団体、これはゼロから生まれた団体です。それから、四国銀行といいます、指定金融機関でもございますが、そういう銀行員の方々が土曜日、日曜日に出ていくボランティア団体、こういうような団体もあれば、先ほどあり

ました海岸部では、実はこの30年来で東南海の地震、特に南海大震災の危険性が非常に強い県なんです、その防災の目的として立ち上がった消防団の中で、倒壊家屋から人を救い出すにはチェーンソーの技量がどうしても必要だということに気づかれました、森林環境税でチェーンソーの支給事業をやっていて、団体をつくったら50万円以内でチェーンソーと何かくれるらしいぞということが広まりました、そういう機会を捉えましてチェーンソーの講習に参加し、チェーンソーを手にししたら、今度は山のほうに非常に関心がありまして、腕試しでやってみよう。ところが、山に入りますと先ほどの荒廃森林の状況を見まして、今度は地震が来るまでは徹底的に山を何とかしないといけないというふうにな活動している団体があるというふうなユニークな取り組み、これは行政の私どもでは当初予想しなかったような取り組み等も広がっております。

これは「四国山の日」と申しまして、高知県の「こうち山の日」が4県の取り組みに広がったときの調印式の様子でございます。さらに、成果と言っているのかどうか分かりませんが、高知県で平成15年に全国に先駆けて導入しました森林環境税と同様の取り組みが今現在議決をされている段階ですが、全国で30団体、この4月から愛知県さんが施行されますので、30団体というふうに広がってまいっております。実は、ここでちょっとお知らせしておかないといけないのは、全国で最初に確かに高知県が導入しましたが、いろんな検討をいち早くやられていたのは実は神奈川県庁さんなんですね。神奈川県庁さんの税制に関する考え方を父として、それと三重県さんが先ほどの針広混合林の森づくりの技術的な検討をされておまして、それを母として高知県が取り組んだものですので、結果としてここに立っていることは非常に光栄だと思っております。

47都道府県分の30団体というふうなこれも無鉄砲にも先槍をつけた高知県の成果なのかなというふうに勝手に思っております。実は、今日の主なテーマが2期目の環境税に関する神奈川県さんの参考になることがあればということでございましたので、実はこの20年4月から高知県は森林環境税2期目に入っております。どのような見直しを行ったかということをご説明したいと思います。実は、平成15年から始まった3年目、平成18年から既に見直しに着手しておりました。といいますのは、先例がないものですから、まず自分たちでどういうふうな県民の意識が醸成されてきたのかということをご把握したいということと。それ



と当然私どもの「県民参加の森づくり」というふうに銘打っておりますが、そういう声をいかに反映できるか、もしくは新たなニーズが生じていないか。もしくは、現在の1期目の環境税の制度が制度疲労を起こしているのではないかというふうなところを把握するために行いましたのが18年度の取り組みでございます。

4つのブロックに分けました会議を実施いたしました。これは実はこういうこの手のシンポジウムとかブロック会議をやりますと、どうしても業界団体、特に森林組合でありますとか製材業の方々とかそういう山側の業界の方しか来ないのでは困るということで、実は4ブロックに分けていろいろアプローチをしました結果、海側の漁業協同組合の方々、平野部のNPOの方々、それから全く森林環境税に興味がなかったけれども行ってみようかという県民、一般の、下は中学生からもう上は90歳の方までいろいろ来ていただきました。それを支えてくれたのは学生さんであったりとか、そういうふうな小さなブロック会議を開きまして、その次にシンポジウムを、ちょうど今日の神奈川県さんがやられているような同じような規模の会場で行いました。

あわせて県民、企業アンケートを実施しまして、1期目がそろそろ折り返し点となっていますけれども、続けてよろしいのでしょうか、それとももう役割は終わったというふうにお感じでしょうかというふうなアンケートを行いました。それを受けまして庁内に森林環境税の延長に関する検討プロジェクトチームを設置しまして、報告書を作成するという手はずができました。それを受けまして、その報告書に対してパブリックコメントを1カ月ほど求めまして、これは現在と書いていますが少し古いですが、ずっと出しておりまして、このパブリックコメントに基づいた制度の大きな見直しを行いました。これはブロック会議の状況でございます。例えば海沿いのオープンテラスでやったりとかいろいろ工夫をしました。向かって右端は学生さんなんか積極的に参加してくれたような絵になっております。

では、その18年度の意向把握で高知県民はどういうことを私どもに伝えていただいたのかというと、まず森林環境税は継続してください。先ほど言いました県民参加型というのは当然維持した上で、ハード事業とソフト事業という2つの車輪を同時に行う事業の形態は維持してください。次ですが、ちょっとこれは林業関係の方でないとうっかりわかりづらくもかもしれませんが、産業利用しない森に高知県は

森林環境税を限定して支援をしていました。支援というのは間伐等のハード事業です。これはどういう意味かといいますと、森林法という法律で、森林は3つのゾーンに分けられております。山奥から申しますと、水土保持林、その名のとおり水源かん養とか山地崩壊等を防止するための保安林的な山ですね。こちらで言う、神奈川県さんも主にこの部類の山に集中的に投資をしているのではないかと思います。

次に、間に、資源循環林。これは林業を営んでまさしく木を切り出して金にし、植林してまた造林していくという山です。実は、高知県はこの経済的に利用する山に関しては環境税は全然支援していなかったんですね、1期目は。といいますのは、下側の方、県民からいいますと、通常の県民税が500円なんですけれども、それを勝手に県が乗った上に強制的に徴収すると。その金が、今はもう少ないんですけれども、山側の森林所有者はお金持ちだろうと。そういう人たちに回るのはけしからんというちょっと誤解を、非常に大きな誤解を持ったやっぱりイメージがやはりあるのではないかということもありますし、それと特別に徴収している税が特定の方の資産の形成に回るということはやはりという少し腰が引けておったことあるかと思いますが、そういう資源循環林という経営する山には入れていなかった。これは見直してくださいということです。

といいますのは、先ほど来も皆さんいろんなふうにおっしゃいますが、今の中山間の山林経営というのは非常に厳しくなっておりますので、そんなことを言っていると、環境を守るべき山の中で本当に努力している中山間の山が廃ってしまっ、ダム上流域で放置している山にばかり金が行くのはおかしいじゃないかというようなバランス感覚です。これは実は中山間側からはもちろんのことですけれども、平野部の高知市を中心とする都市住民からこういう強い意見が出てきたということで、非常に私は意外かつ頼もしく思ったことです。

それと、次にソフト事業です。先ほどの森林環境学習教育の活動は強化しなければというようなことが言われました。あとは、負担の割合等については高知県だけが今500円、企業も個人も500円。これは見直してはどうかという話が出ました。それから、大きなタームとしまして、今回のシンポジウムでのテーマだと思いますが、森・川・海の循環と上下流の連携を大切にして、地域が持続可能な山での暮らしができるように税をしっかりと使うようなシステムをつくりなさいとい

うふうな意見が強かったということでございます。

さらに、アンケートでございますが、これは先ほどのシンポジウム等が定性的なご意見を伺うツールだったのですが、次は定量的な意見を伺うということで、同時に実施しましたアンケートですが、継続については企業、個人とも80%を超える回答数が環境税を継続してくださいということです。わずかな負担ではありますが、いわゆる自分たちの税が継続してとられること、これを支持するというのが80%というのはちょっと驚異的な数字なのかなとそのときは思いました。ただ、これに関しては負担が少ないことだから、エコだからというような割合ばやっとした賛成があるのではないかという面もちょっと注意すべきではないかと考えております。賛成意見80%超、それから期間は継続も5年間、負担額については県民は1人500円を維持してくださいというのが主な結果でございました。

こういった意見を受けまして、先ほどのプロジェクトチームで考えましたものは、先ほどの水土保全林を対象にしていた既存の、それからもう一つ国のいわゆる林業施策に対して、山梨の知事さんもおっしゃっていましたが、比較的手厚い補助金があるものですから、その個人負担分に対してのサポートはしないよというスタンス、これを少し考え直してくれないかということです。これにつきましては環境税で森林環境税、高知県1期目の5年間で、高知県人工有林全体の0.8%しか間伐ができていないんです。といいますのは、おそらく東京ドームで換算すると550個分ぐらいだと思えるんですけども、非常に林地面積が広いものですから、これでは都市住民、中山間住民とも目に見えないというようなことでございます。

このようなことと、それからもう一つ。大きな、先ほど座長さんからも提起されました問題なんです。では、この森林を整備することといわゆる今非常に大きな問題となっております京都議定書における森林吸収量の確保、これはどのような関係になっているかということ提起されましたが、実は2期目の高知県は水源かん養税からスタートした考え方をベースにしつつも、大きく考え方を森林吸収のほうに軸足を移したとまでは言いませんけれども、そちらにも荷重をかけてきています。「高知県森林吸収量確保推進計画」、これは平成18年から24年まで7年間でいわゆる整備された森林、1990年当時に整備していなかった森林を、9万8,000haを整備しなさいということを命題にしています。これは各県が、

実は正確に言いますと各県がつくったというよりも林野庁から割り当て面積を指示されてつくるものなんですけれども、こういうふうなことをしないと、地域として京都議定書の森林の吸収源に対してのサポートができないというところでありました。

そこで、第2期の高知県の森林環境税につきましては、先ほど申しましたように必要な事業に関しましては、これまではどちらかというと対症療法的な既存の森林環境施策にはのらない荒廃した森林対策と、それから、議会と県民参加の醸成というようなハード、ソフトでやってきましたが、より環境的な視点を重視するというので、ハード施策につきましては、右側の大きな丸の上段ですが、地球温暖化対策のためのCO<sub>2</sub>吸収源となる森林整備面積を大幅に拡大する必要があると。

次に、ソフト事業に関しましては、もう一つ先ほど言いました負担の問題から申しますと、都市部の県民の皆様にも納得いただけるような事業を充実する必要があるという2つの命題に突き当たったわけです。そこで、これは少しテクニカルな話でございますが、先ほどの京都議定書の話のどうしても欠かせないポイントでございます。

今スクリーンに出ていますハード事業ですけれども、この赤い棒とそれから緑の棒、これは横軸が、水平の軸が木が植わってからの5年刻みの年齢です。林齢と申します。縦軸がその高知県における存在する面積です。赤いものは弱齢林と言われまして35年生までが赤い表示になっています。3齢級から7齢級が赤くなっています。それ以降の8齢級からもう少し年寄りの木は、これはいわゆるこの部分は何かと申しますと、若齢級に対しまして高齢級、要は36年以上経ちますと木材として搬出して最低限商売になり得る可能性のある年齢です。それに対して弱齢林というのはあちこちで例え話をしてしかられることもあるんですが、言ってしまうと中学生、高校生に例えられると思います。まだ学齢期にありましてお金はいっぱい要るけれどもなかなかすぐには金を稼いでこない。そういう中学生、高校生を想定していただければいいと思います。ここへはなかなか今林業が厳しい中で間伐の手が入らないわけです。この緑のところはすぐに金になりますので、間伐をして切り出して若干にでも間伐材としての利用がありますが、赤い部分はまだ売れないと。結果としてここが放置されて次の世代の荒廃林になる可能性の

強い林です。これが非常に心配されます。

さらに言いますと、実は、この赤い部分を集中的に2期目の森林環境税で整備するようにしました。というのは、この赤い部分は人間でも同じですけれども、木は自分の体にCO<sub>2</sub>を取り入れて炭素を固定することによって成長いたします。そういう意味で36年生以上の大人の林から比べますと、CO<sub>2</sub>の吸収量が爆発的に多いわけです。CO<sub>2</sub>を体に取り込んで吸収する、ここを整備するということによって、切られなかった残った木はどんどん成長しますので、CO<sub>2</sub>の吸収がそういう意味で大きく貢献できるわけです。つまり先ほど申しました9万8,000haの森林整備が目的ではございますが、その中でも最もCO<sub>2</sub>の固定機能の高いところをやることによって、都市住民の方にとっては京都議定書の責任を果たせるんですよと、あなた方からいただきました、お一人お一人年間500円でそれをお預かりして、高知県としてこういうふうな貢献をすることができますよというふうに説明をさせていただこうというところです。

話は次にソフト事業に移ります。実は、高知県はハード事業はもちろんそうなんですけれども、県民参加という面ではソフト事業としての子供さんを中心とする環境教育の拡大進化を非常に重視している。理由は、やはり都市住民の方になかなか山の抱えている問題でありますとか現状が理解されづらい。そうすると、大きな施策を打つことができないわけです。なぜ林業だけに、山だけに金をそうやって投資するのかと。先ほども言いましたが、昔のようなイメージでいわゆるお大尽と呼ばれる山主さんのイメージがあって、そういう施策に抵抗感を持たれることがありまして、そういう誤解を解いていくということは何に必要です。ですけれども、やはり若齢林の間伐ではないですけれども、若い人ほどよく理解できますし、実体験を積んでいただくことが必要かというふうに考えるわけです。これも同じく環境教育ですね。それから、先ほど申しました流域での連携交流などの主体的な活動を支援すると。これも同じでございます。

高知県の場合は、どちらかと申しますとソフト事業に関しましては、県民が自主的に企画するプログラムを支援するというスタンスに特に2期目には変わってきております。といいますのは、やはり行政でこうであるべきだ、こうすべきだというものに参加していただくだけではなくて、自ら活動していただくという、先ほどのボランティアの増加みたいな部分の延長線上で県民の活動を支援させて

いただくようなほうがスマートでありなおかつ直接的で早いというような考え方を  
持つわけです。これはいわゆる林業的な後継者づくりのような持続可能な山の  
暮らしを支える支援もあわせて行っていくという事業を考えております。直接的  
ではないですけれども、やはり最終的には森林から切り出された材木が物となっ  
て消費され、売れていく、木づかい促進事業というのを林野庁がやっていますが、  
これがないと環境税が幾ら金をつぎ込み続けても同じですので、最後は環境税が  
要らない状況をつくるのが私ども高知県の森林環境税の究極の目的ではないかな  
と考えております。

環境問題とそれから地方分権の問題。この2つを中心としてスタートしました  
高知県の森林環境税ですけれども、これを通じまして林業の再生や、豊かな、こ  
れはちょうど四万十川の絵なんですけれども、森林と清流の維持と復活、こうい  
うようなところにまで広げてまいりたいと考えております。

細かなところについて、もしご質問がありましたら後ほど答えさせていただきます  
ます。ざっとですけれども、高知県のここまでの5年間とそれから見直しの過程  
をご説明させていただきました。ありがとうございました。（拍手）

**（コーディネーター高井氏）**

どうもありがとうございました。

ここまでパワーポイントを使って説明いただきましたけれども、ここからは配  
布資料をもとにご説明をしていただく予定でございます。

鳥取県の嶋沢さん、よろしく願いいたします。

**（嶋沢氏）**

では、鳥取県森林環境保全税の制度見直しと実施状況ということで、資料に沿  
いまして説明させていただきます。

まず、鳥取県の位置でございます。よく島根県と鳥取県、どっちがどっちか  
ということをよく聞きますので、今回きちっと、島根県の右側と。従来は、島根県  
さんも鳥取県の左側ですと言っていたんですが、最近のNHK連続テレビ小説  
「だんだん」では、松江が舞台になっております。あれは島根県でございます。  
それから、竹下元首相のお孫さんまで出てきているということで、ちょっと島根

県のほうが今鳥取県より有名なのかなと思ひまして、鳥根県の右と説明させていただきます。岡山県の上側ということでございます。

それから、土地面積でございます。神奈川県は下から5番目ということでしたが、鳥取県は下から7番目です。面積は神奈川県のおよそ1.5倍です。

そして、人口が全国一少ない県でございます。最近ずっと60万人は維持していたんですが、昨年の12月ごろに60万を切っております。59万5,000人ということで、相模原市は71万人ですから、相模原市の人口より少ないというところがございます。逆に言えば、やはりそれだけきちんとまとめられるのかなという思いがあります。それから、人口も少ない、土地は神奈川県より多いということで、豊かな自然もその分残っているのかなと思っております。

次のページでございます。観光地をここに3つ書いております。まず、大山（だいせん）です。神奈川県では、漢字で大きな山ということで「おおやま」ですけれども、鳥取県のこの山は「だいせん」と呼びます。共通点は山岳信仰の山だということです。標高は、大山（だいせん）は1,700mあります。大山（おおやま）が1,250mですので、ちょっと大山（だいせん）のほうが高いです。それから、これを見ていただくと富士山に形がよく似ているかと思うんですけれども、伯耆富士という別名もついております。

それから、日本一の砂丘、大砂丘、鳥取砂丘があります。そして、最近できたのですが水木しげるロードということで、『ゲゲゲの鬼太郎』の原作者の水木しげるさん、鳥取県の西部である境港市というところの出身でございまして、そこに『ゲゲゲの鬼太郎』に出てくる妖怪の銅像などがあるということで、鳥取県ではここが今一番の観光地になっております。年間170万人ぐらいこの水木しげるロードに来ます。鳥取砂丘が160万人ですので、鳥取砂丘を超したという状況でございます。

では、本題の森林・林業の現状ということでございます。鳥取県の森林面積25万8,000haでございまして県土の74%ということでございます。先ほど高知県さんがありました。高知県さんが森林率トップでございまして、鳥取県は順番でいくと13番目ということになります。その内訳でございまして、私有林、個人の持つておられるのが8割、それから市町村や県、それから財産区、それが1割、国有林が1割、8：1：1という状況でございます。

人工林面積でございますが14万haということで、森林面積の54%になっております。下のほうに人工造林面積推移を書いておりますが、全国の状況と一緒にですが、戦後30年代、40年代、どんどんどんどん人工造林、拡大造林をやってきました。それが今間伐期に来ているわけですが、最近ではもうほとんど造林が行われない状況で、大体年間、鳥取県は200haぐらいの造林面積になっています。一番多いときは4,000haから5,000haの間を植えていたんですけれども、最近は200haということでございます。

下を書いておりますのが齢級別面積ということでございまして、高知県さんが言われていたように1齢級というのが1年から5年生ということでございます。見てもらえばわかるんですけれども、7齢級から10齢級というのが、30年から一応50年という間です。これがちょうど戦後植えてきたスギの木が今間伐を迎えていると。間伐を迎えているのでありますけれども、木材価格が安くてなかなか所有者の方も山に興味がわかないと、放置されているという状況でございます。

次のページでございますが、鳥取県はどれぐらい間伐しているのかということでございます。ずっと以前から書いておりますが、大体ここ数年は3,500haで推移しております。平成19年度からは京都議定書の関係もございましてもっと間伐をやっていこうということで、今年間4,200haを目標に取り組んでいるところでございます。

下のほうでございますが、さっき申し上げましたように人工林、資源の充実と、大分利用期に入ってきたということでございます。それと木材価格の低迷、それから就業者の減少、高齢化、これに伴いまして林業生産活動が停滞しているということで、間伐が遅れて林地が荒廃してきているという状況でございます。それと、森林に対する要請はどんどん高まっているということでございます。特に最近地球温暖化防止ということが一番国民の高い要望だということでございます。

次に、税制度の導入でございます。鳥取県は平成17年度から森林環境保全税を導入しておりますが、議論がスタートしたのは平成14年からスタートしております。まず最初は、水源かん養税ということでスタートしております。上水道の使用量に1m<sup>3</sup>当たり1円を上乗せしようということでございます。なぜ水源かん養税でスタートしたかということですが、鳥取県は流域も全部鳥取県で完結しております。神奈川県さんのように上流が山梨に一部あるということではなくて、全



部鳥取県は完結しているということ。それから、受益として水というのが一番わかりやすいのではないかとということです。ということで水に着目して、上水道に1 m<sup>3</sup>ということであつたんですけれども、いろいろ意見交換する間に、なぜ上水道だけなのかと。簡易水道もあるじゃないか、工業用水もあるじゃないかということ、不公平ではないかということが出ました。それから、やはり森林というのはいろんな機能を持っているということで、広く県民に負担を求めたらどうかという意見がございました。その意見を踏まえて案を2つ出しました。

一つは、水に着目するというので、上水道、工業用水、簡易水道を課税対象にしようとする。もう一つは、森林の多くの機能があるんだということで、広く負担していただくということでございます。案1につきましても、もう一つ把握できないのが井戸水でございます。井戸水はなかなかこれは数量が把握できません。やはりある程度不公平感が残るということでございます。そういうことから案の2ということで広く県民の方に負担していただくということで条例案を平成16年2月の議会のほうに出しまして可決されたというところでございます。この条件として、導入後、3年後に必要な見直しを行うということでございます。鳥取県は1年間、周知期間を置いています。平成16年に県議会で可決しましたが、1年間置いて、平成17年の4月から施行ということでございます。

その中身でございますが、全国同様県民税の均等割超過課税ということでございます。個人年間300円。この300円といいますが、他の自治体ではほとんど500円でスタートされておつたんですけれども、さきほど申し上げました水源かん養税、これが300円で大体スタートしております。といいますが、大体1 m<sup>3</sup>1円ということで平均家庭で大体年間300 m<sup>3</sup>でございます。ということで300円で鳥取県はスタートしたということでございます。法人のほうには均等割額の3%程度ということでございます。大体税収規模が年間約1億ということでございます。これでまずスタートしました。

その内容は、高知県さんとも言われましたけれども強度間伐でございます。通常大体本数で2割ぐらいを切っていくんですけれども、もうちょっと強く切ろうということで大体30%から50%の本数を切るということでございます。それでさきほど申し上げました針広混交林ということに持っていこうということでございます。これにつきましては所有者ではできない森林ということで、県が所有者にか

わって間伐をやると。それを森林組合などに委託するというものでございます。

それから、ソフト事業でございますが、ここに書いております森林体験や森林環境教育活動の支援ということで、NPOまたはボランティア団体、それから小・中学校のほうから企画提案を受けまして、それを採択して活動していただくというものでございます。

その採択でございますが、7ページに書いております。鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会というものを設けております。これは一般の県民の方に委員さんになっていただいて、そこでいろいろな企画提案、それから強度間伐するところの箇所の説明をしていただいて、そこで審査していただくと。そこで採択ということになるというものでございます。それから、下に書いておりますが、基金も設けております。というのが、やはり一般会計に入りますので、神奈川県さんは特別会計ということでしたが、鳥取県は一般会計から基金に入れております。基金に入れてからそれを出して使うというものでございます。

次に、制度見直しのプロセスでございます。これは鳥取県はちょっとスタートが遅かったというふうに思ったんですが、平成19年度、前年度から見直しを行ったというものでございます。まず、県のほうでいろいろ案をつくって提案しました。それを議会、それから県民の皆さんへのパブリックコメント、それからアンケート調査、それから現場に出かけて意見交換をやっております。そういう意見をまとめてもう一回議会のほうにも出したと。最終案をつくってまた議会、それから最終的には改正案を議会のほうに提案して12月に可決されたというものでございます。

次のページ、8ページでございますが、用途拡大、継続しなければならないその背景と必要性というものをここに書いております。依然としてまず間伐しなければいけない森林が多いというものでございます。ここに書いておりますが、スギ・ヒノキの人工林が大体7万6,000haです。ここに書いておりますが、大体人工林の8割が間伐時期を迎えているというものでございます。それと、下に書いておりますが、そのうち間伐しなければならない人工林というものが5万4,000haということで人工林の7割が間伐しなければならない森林だということでございます。これを進めるためにもやはり用途の拡大は必要だということでございます。継続も必要だということでございます。

もう一つ厄介なことがあります、この竹林でございます。全国的にも竹林がどんどん広がっておりますが、鳥取県でもどんどん竹林が広がってきているということで、この原因といいますのが竹材として使われなくなったこと。それからタケノコが食べられない。中国からの輸入も多いということで、そういうことで放置されてきたということからどンドンどンドン周囲に広がっているということでございます。これも何とか対策を打たないといけないということで今度使途拡大、継続というものをやっております。

見直しの概要でございますが、今までやっておりました県が実施する強度間伐、それからソフト事業でございますが、森林教育体験の活動支援は残して、新たに保安林の保全・整備ということで、当初高知県さんと一緒に、既存事業でできるものはこの保全税ではしないという原則がございました。そうはいつでもこれだけまだ間伐が必要な森林が残っているということがございまして、やはりこれを加速的にしなければいけないということで、国の補助事業、造林事業という補助事業があるんですが、それを活用してどンドン進めなければいけないということで、通常造林事業の補助金は約7割でございます。7割が補助金、3割が所有者負担でございますが、それを1割負担まで保全税で持ち上げようということで、所有者の負担を1割にしてその造林事業でやっていただくというものでございます。それから、竹林の整備。これにつきましても、さきほど申し上げましたように放置されるからどンドン周辺に広がっているということでございますので、その竹林の間引き、それから竹林を切って木を植えるということに支援していこうというものでございます。それから、この保全税の制度の普及啓発というものも同時にやっていこうということです。

この見直しの内容です。税額がここに書いてあります。300円だったのが500円。法人のほうも3%が5%ということでございます。税収のほうも1億でしたが、今回1億8,000万ということです。大体この8割ぐらいは個人からいただいているものでございます。法人が大体2割でございます。期間も5年間ということにしております。さきほど神奈川県さんは約40億ということでしたが、うちは1億8,000万ということで本当にわずかなお金でございますが、何とか間伐につなげていこうということでございます。

次のページでございます。さきほど申し上げましたように造林事業は3割負担

を1割負担に持っていこうと。それでどんどん間伐を進めていこうということでございます。その間伐に必要な作業道についても1割負担まで軽減しようというものでございます。

竹林の整備も、竹林を切って木を植える場合、それとその後の下刈りにつきまして支援するというところでございます。竹の除伐、竹の間引き、間伐です、こういうものを支援しているということでございます。

それから、制度の普及啓発でございますが、保全税の認知度の低さということがございます。アンケートをしても知っておられる方、県民アンケートでは大体4割ぐらいが知っておられたんですが、企業の方にアンケートしたところ大体1割ぐらいしか保全税を知らなかったということがございまして、もっと制度、また事業の内容、これをPRしていこうということでフォーラムやバスツアー、そういうものを開くようにしております。

今後の課題としましては、やはりさきほど申し上げましたように制度の普及というものをしていかなければいけないということでございます。これからまたもっと間伐、それから竹林整備を進めていかなければいけないということで、さきほど高知県さんからもありましたように、持続的な間伐というのは木が使われて初めてこれは持続的だというふうに思っております。ずっとこの保全税でやっていこうということは思っておりません。林業が業として成り立って、林業のサイクル、切る、植える、育てるというサイクルが回れば自然と森林も整備されてくるということでございますので、究極はそれだというふうに思っております。しかし、一度にはそれになりませんので、こういう保全税で支援していこうというものでございます。

最後のページでございますが、県民みんなで守っていこうと、よく言われる県民参加の森づくりということでございます。その一つには、今説明しております環境保全税がございまして、もう一つは「とっとり共生の森」、一般には企業の森ということですが、企業さんにCSRの一環として森林保全活動をしていただくというものでございます。ここに写真が載っております。上の写真はサントリーさんの、今「とっとり共生の森」に参加していただいております、その職員さんが鳥取に来ていただいて枝打ちをしていただいているという状況でございます。それから、下のほうは地元の銀行さんの職員が間伐をやられているというも

のでございます。

それから、一番下にちょっと書いてあります。鳥取県をちょっとPRさせていただきたいと思うんですが、先ほど言いましたように豊かな自然が鳥取県は残っております。そこでとれた食材と、それからそれを食べていただくということで、昨年新橋にアンテナショップをオープンしております。新橋の地下鉄の側のほうですが、ぜひとも皆さん出かけることがあれば、鳥取のアンテナショップに出かけて鳥取を満喫していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

**（コーディネーター高井氏）**

どうもありがとうございました。

それでは、最後のご報告、これは先ほど来申し上げております上流県ということで、山梨県の宮島さんからご報告いただきたいと思います。

**（宮島氏）**

お隣の山梨から来ました、宮島です。私どもの県では森林環境税は導入しておりません。若干経緯がありまして、ご存じだと思いますが、日本のミネラルウォーター生産量の4割が実は山梨県の地下水です。本県では、一時期ミネラルウォーター税について検討しましたがけれども、納税義務者が特定かつ少数に限定され過ぎていること。ミネラルウォーター業界の受益が他の業界の地下水利用からの受益よりも特別に大きいとする根拠が客観的に示すことは難しいことなどから断念した経緯があります。現在は森林環境税の導入について外部の検討委員会で検討してもらおうということで、来年度の予算に計上しております。ご報告します。

私のほうからは何しろお隣ですから、隣の県の森林が今どのような状況なのかという点を、「山梨県の森林」というパンフレットを持ってきましたので、これを見ながら説明をさせてもらいたいと思います。そして、一つ、二つ取り組みを発表しまして終わりたいと思います。

山梨県の森林ですけれども、開いてもらいまして上のほうに森林の概要1、森林の概要2、県有林の管理とあります。下のほうを見てもらいますと、森林資源

の現状とありますけれども、本県は森林面積が34万7,517haと。県土に占めます面積が77.8%。県土に占めます割合では全国第4位ということになっております。所有形態別でございますけれども、民有林が18万9,605ha、県有林が15万3,231ha。国有林も若干ありますけれども、大ざっぱに言いますと本県の森林は半分民有林で半分県有林です。県有林が44%もあるというのは、47都道府県で山梨県だけの状態であります。

その辺の経緯ですけれども、パンフレットの右斜め上を見てもらいますと、「御下賜から始まった県有林」とあるかと思えます。明治の末に大水害に遭いまして、当事の明治天皇が自分の御料地をそのまま山梨県にくれると。このため、私どもはこの県有林のことを御下賜されたから「恩賜林」とそう呼んでおります。甲府市内の舞鶴城公園があるんですけれども、そちらに謝恩碑を建てて毎年記念式典をしております。ちなみに平成23年度がちょうど100周年になります。

県有林については、県が所有者ですから県の責任において適切に管理をしている。問題は民有林です。その点はどこの県も同じだろうと思えます。

パンフレットの右へ行っただきまして、森林資源の現状でありますけれども、人工林15万3,494ha、人工林のうちほとんどはカラマツ、アカマツ、ヒノキ、スギなどの針葉樹林です。天然林につきましては広葉樹林のほうが大きいと。その人工林につきましても森林資源の現状3でございますけれども、8齢級以上が18%、9齢級が17%、10齢級が32%ですから、8齢級以上が67%と、切り出せる時期に来てはいますけれども、なかなか民有林の場合はそうは問屋が卸さないわけです、荒廃が進んでいます。県で実施した調査によりますと、荒廃率が43.5%ということになっております。

また、林業の現状についてちょっと言いますと、林業の就業者数につきましては昭和50年が1,500人。ところが、これは書いてありませんが、平成17年には800人と、まず半分になっています。林業生産額も、平成3年には46億あったものが、平成18年度には12億と、4分の1になっています。素材の生産量につきましては、平成3年に13万 $\text{m}^3$ が平成18年には6万 $\text{m}^3$ 、平成15年が5万 $\text{m}^3$ でしたから若干増えているんですけれども、そうはいつでも木材の価格自体が余り上昇しておりませんので、さらなる低コスト化や供給体制の整備が必要となっております。

以上が森林ですけれども、山梨県の森林の位置図ということで、山梨県の地図

があります。民有林が黄色い部分、県有林が緑の部分ということでありまして、これを見てもみますと水系的に富士川水系、多摩川水系、桂川・相模川水系がありますが、県の東部、富士・東部の林務環境事務所辺りの県有林または民有林に降った雨がじわじわしみ込んで、それがみんな相模ダムに入るとそういう状況をイメージしてもらいたいと思います。

続きまして、河川の状況でありますけれども、相模川流域につきましては7地点で毎年水質測定をしております、7地点中6地点で環境基準をクリアしております。ただ、富士吉田市の1地点のみは達成することができませんでした。

次に、生活排水についていいますと、本県の生活排水のクリーン処理率は平成19年度末で73.2%。これは全国で31位です。ところが、申しわけありませんけれども、桂川・相模川流域は57%にとどまっております。平成25年までに県の計画で82%にアップしようという計画がありますけれども、神奈川県20年の政策大綱では100%を目指しているということでもありますから、このあたりでまた協議、調整が必要なかなと思っております。

時間の関係もありますので、一つ、二つ取り組みをお話ししたいと思います。先ほど民有林が問題だと言いました。確かにその民有林で非常に混み合っている状態や、木の高さに比べて幹が細くて折れやすい状態や、機能が著しく低下して公益性の確保が特に必要な森については、一般的には国庫事業としまして国が51%、県の義務負担が17%、それから所有者が32%負担いただくんですけども、なかなかその所有者の負担ができません。したがって、県が面倒見ましよう。所有者の負担なしにそれらを間伐して、やがては針葉樹と広葉樹が交じり合う森林に誘導をしていこうと。それを環境公益林と名づけて整備していきましようということをやっております。といいますのは、本県には企業局がありまして、水力発電事業と石和温泉近辺の温泉の給湯をやっています。毎年県の企業局から1億円、県の一般会計繰り入れがありまして、ほぼそれを充てて、環境公益林事業として位置づけてやっております。山梨県も、もし森林環境税が導入ということになれば、その財源に充てるのかなと。その財源の使い道の一つかなと個人的には考えております。

それから、あと一つの取り組みが民間や企業、特に企業ですね、社会貢献の一環として森林づくりをやりたいが、フィールドがわからないという相談がありま

す。そこで「やまなし森づくりコミッション」という名前で組織を立ち上げました。県の緑化推進機構の中に事務局があるんですけども、企業と森林所有者の縁結びをしております。例えば「キューピーの森」とか、「ホンダの森」とか、平成20年10月末で30カ所、420haぐらいがあります。今後もそれについては続けていきたいと思えます。

それから、あと1つ、普及啓発という点です。高知県と同じなんですけれども、先ほどの山梨県の地図の左にあります。「やまなし『山の日』」ということで平成9年に宣言をしまして、八月八日、ちょうど山が2つ重なるという感じなんですけど、「やまなし『山の日』」実行委員会をつくりまして、記念事業から普及啓発事業、関連事業まで42のイベントをしまして、今年度は1万238人の参加を得ました。そんな普及啓発もしております。ちなみに「やまなし『山の日』」、首都圏キャンペーンでは、パシフィコ横浜、そこを会場に借りまして実施したところであります。

森林環境税についても今後検討するわけなんですけれども、それにつきましては何といっても県民がみんなでもって森を守っていくんだというそういう機運の醸成がやはり大切じゃないのかなと。先輩県、2県のことを聞きましてそんな感想を持った次第であります。

以上、お隣の山梨県の森林の状況を雑駁ではありますがご紹介をさせていただきました。

**(コーディネーター高井氏)**

どうもありがとうございました。(拍手)

残り時間も少ないんですけども、ここでディスカッションにあたり、質問があれば質問表に書いていただいて、係の者に手を挙げて提出してください。可能な限りご紹介したいと思います。

今の山梨県さんのほうから、八月八日が確かに遠くから見ると山が2つあるような感じでしたけれども、高知の11月11日というのは、木が4本立っているという意味で、数字で書くと1111で、そんなことを聞いたんですけども、どうなんでしょうか。



**(服部氏)**

おっしゃるとおりでございます。

**(コーディネーター高井氏)**

先ほど服部さんのほうから話がありましたように、11月11日が「こうち山の日」だったのが、数年前から「四国山の日」になっているということで、ひとつの県における県民の参加のあり方ということだけではなくて、四国はやはり、四国4県の水がめを高知県が持っているというふうにお聞きしていますので、「四国山の日」になっていくような動き、それから隣の県の人たちとの啓発ですとかその辺のことについてちょっとコメント、補足をお願いします。

**(服部氏)**

先ほどもありましたが、日本地図で見ても四国は非常に小さいところで4県が集まっておりまして、四国山地をそれぞれ北と南に背負い、もしくは仰ぎまして、同じ水源、同じ流域というのが実は余りありません。四国の水がめと言われる早明浦ダムというのがありまして、ちょうど神奈川県でいうと宮ヶ瀬ダムのような位置づけでしょうか。高知県のど真ん中にあるダムがほとんど高知に水を供給せずに、香川、徳島のほうに、吉野川水系でございますので、水を供給しております。そのダムをつくるために高知県の中山間の村が、町村が2つほど完全に水没したという犠牲を高知県は払っておりまして、そういう意味では、現地には「四国のいのち」というふうな碑が建っておりますが、結局やはりそういう森林荒廃等で特に水源かん養機能が落ちてきたということの象徴がその早明浦ダム、平成6年と平成17年に大洪水がありまして、高松で2カ月ほどそれぞれ断水が行われたと。高松砂漠と言われたようなことでありますが、そういう意味で四国は共通して、特に神奈川県さんで今考えていらっしゃる水源の問題を4県で考えざるを得ない地形的、それから気候的なところにあるということだと思えます。

それから、あとは逆に言いますと、水源のかん養機能が失われているということは裏返しとして水土の保全機能が失われます。非常に豪雨が最近多発しておりますので、4県どこもすごく水害に最近遭っているわけです。共通しているのはやはり四国の山の荒廃だろうということで、高知県が1年早く山の日を制定しま

したが、4人の知事が集まっていつの間にか「四国山の日」を発展してしまっていて、今共通しているようなイベントに取り組み始めているというようなことでございます。

(コーディネーター高井氏)

ありがとうございました。

皆様からの質問で、行政に対する質問もありますが、参加者の方にせつかく本日遠方から来ていただいていますのでお聞きしたいのが、評価委員と言うんですか、神奈川で言うところの県民会議なんですけれども、まず人数と、恐らく関係団体を集めているんだと思うんですけれども、委員の公募があるかどうかを含めてちょっとご紹介いただけますでしょうか。

(嶋沢氏)

評価委員さんは今10名でございまして、主としては川下側の方に委員になっていただいております。商工関係の団体とかそういう方、それから一般の県民の方、山側は今3名出ていただいております。それで、公募はしておりません。これは県のほうでそういう団体、商工関係の団体とか生協さんとか、そういう方にこちらのほうからちょっと声をかけて委員さんを推薦していただくということで今やっております。

(コーディネーター高井氏)

一応関係しているような民間団体でということですね。

服部さん、お願いします。

(服部氏)

高知県も同じく10名で、名称は森林環境保全基金運営委員会といいます。10名のうちのいわゆる学識経験の大学の先生がお二人、山側がお二人、ほかは一般県民の方です。一般県民で公募はしておりませんけれども、高知県は別途いろんな、どんなことを言ってもいいですよということで、県民の中で委嘱しています県民の声データベースというのがありましてそこの方々が残りの8名のうちの半分を

占めております。あとはいわゆる業界団体は一切入っていません。それから、川下と川上の割合はそういう意味では8対2と。川下が8になります。それから、神奈川から高知へ来てそのまま地元に住つてしまった若い女性のボランティア団体の方もいまして非常にありがたく思っております。

**(コーディネーター高井氏)**

わかりました。関連なんですけれども、先ほど神奈川の課長さんに聞きましたら、神奈川の場合は県民会議という本体のほうは年に三、四回。そのもとに専門委員会と3つのチームがあつて、2年間で全体で48回ぐらい開いているいろんなことを、市民支援事業の申請をチェックするとかオーケーを出すとかそういうようなことをやっているようなのですが、その頻度とかどのようなことをやってもらっているのか引き続きお答えいただけますでしょうか。

**(嶋沢氏)**

頻度は、大体年間に4回から6回の間です。というのが内容としましては、さきほど申しました強度間伐、県が実施する間伐でございます。この適否や、それからボランティア団体、NPO団体などが企画するもの、プレゼンしていただいてその審査をしていただくということでございます。

**(服部氏)**

高知県の場合は、先ほど言いました基金運営委員会は年に4回から6回です。これは役目は次の年の予算編成に関する審査です。ですから、箇所づけでありますとか個々のNPOさんの一つ一つのイベント事業であるとか学習事業を評価するのではなくて、大きなタームでの制度設計を常に見ていく会議が基金運営委員会です。それと、神奈川県さんでも、それから鳥取県さんでもやられています個々の市民団体、NPOの活動に対する森林環境税で支援するかどうかの組織は別立てでありまして、半分がまさしく基金運営委員会の委員さんを半分入れて、それとあと全く別の市民団体の方であるとかを入れた選定委員会を行いまして、そちらが年3回ぐらいだと思います。合計大体年9回から10回ぐらいの開催ではなかったかと思います。

(コーディネーター高井氏)

ありがとうございます。

宮島さんに質問がいっぱいありまして、先ほど地図の話だったと思うんですけども、F S C認証のメリットについて教えてくださいということです。

(宮島氏)

これも「山梨の森林」のパンフレットに山梨の地図がありますが、その面を開いていただけますか。県有林の右下に県有林のF S C森林管理認証とあります。これについては環境、社会、経済の3つの側面において国際的に評価されたものになっていると。山梨県では県有林のほとんどが認証されておりまして、日本国内で認証されている面積の約半分は山梨県でございます。ですから、これでもって木材がもっと売ればいいなというところでございますけれども、詳しくはこちらを読んでもらったほうがわかりやすいと思います。

(コーディネーター高井氏)

ありがとうございます。

時間がもうかなり迫っておりますので、ちょっと最後に、最初に私申し上げましたけれども、この分科会のミッションが県民参加をどうやって仕組みでいったらいいのかということで、それを検討するという事なんですけれども、これは民間でも行政でもそうなんですけれども、P D C A、プラン、ドゥ、チェック、アクション、これで水源税をつくる時にはアンケートをやったりとか県民集会をやったりとかどこでもやっていると思うんです。今、神奈川の場合は1期目のドゥのところではやっているんですけども、ドゥの中でもN P Oに参加してもらう仕組みや、市民の方の活動に支援を出すとか、そのチェックを県民会議でやると、そういう仕組みがあると思うんですけども、チェックも神奈川ではいろいろと県民会議の事業評価、専門委員会がやっている。それを踏まえて次の第2ステージのアクションという流れがあると思うんですけども、本日の議論、ほかの県、隣の県、神奈川県を含めて、どういうふうにしたら県民参加、税金を負

担するという形だけの参加ではなくて、県民意志を施策に反映するという参加のあり方について、一言ずつ、お三方に最後コメントをいただいて締めたいと思います。

よろしくをお願いします。

**(服部氏)**

基本的にはP D C Aは当然のことだと思いますけれども、その以前として一番問題があるかと思ひますのは、施策でありますとかその実施の状況の徹底した情報開示だと思います。お帰りになって高知県のホームページを見ていただいて、森林環境税というふうに引いていただいたらわかると思ひますが、恐らく全国の1等賞であるというのは最初に走ってしまったというのは結果ですけれども、情報公開、ディスクロズに関して高知県はこれは胸を張って言ひますけれども最も進んでいると思ひます。すべてを出してありますし、先ほど申しました基金運営委員会の議論もすべて出しています。私たちが組もうと思つた予算がけられていく過程、基金運営委員会でこれはだめだよと、趣旨と反するからだめだよというふうに否定されるところも含めて、その理由、過程も全部出していると。これがないとP D CへのCを県民の方、もしくはいろいろな団体の方々に伝えられないのかなと思ひますので、これは今後とも徹底的にやっていきたいと思ひます。実は、これが一番行政にとってはしんどいところなんですけれども、これなしには恐らく県民参加というのは絵にかいたもちになるのではないかと考えております。

**(コーディネーター高井氏)**

ありがとうございます。

嶋沢さん、よろしくお願ひいたします。

**(嶋沢氏)**

県民参加にはやっぱり3つあると思ひます。まず木を使つていただくというのもこれも森林の保全につながると。それから、直接森林保全に参加していただくということ。もう一つは、緑への投資、今回の保全税もそうなんですけれども、

資金での支援という3つあると思います。そういう面で保全税では先ほど言いましたように資金での支援ということでございます。それから、チェックでございます。この3年間、県のほうで間伐、この保全税を使って1,000haするということを書いておりました。成果として約9割ということ。それから、ソフト事業ですね、ボランティア団体などが森林保全に参加するという面でもだんだん増えてきておりました。大体年間20団体ぐらいが応募して活動されているということでございます。これもほぼ目的が達成されたということで、説明でも言いましたけれども、まだ間伐をやらなければならない山がたくさん残っているということで継続しなければいけないということ。それから、そういった事業を増やすのだから金額もちょっと上げますよということで皆さんのほうに説明して大方の賛同を得たということでございます。

**(コーディネーター高井氏)**

ありがとうございます。

宮島さん、よろしく願いいたします。

**(宮島氏)**

山梨県の場合は今からでございます。税の導入には、まず県民がやろうと言ってくれるかどうか、その辺が一番ポイントだろうと思います。そのためには、透明性と県民参加をどのような仕組みにしていくのか、今から考えていきたいという段階でございます。

**(コーディネーター高井氏)**

ありがとうございます。

今のコメントも含めてもう一つ論点として、市町村と県とどういう関係にあったらいいのか。この会場のある相模原市も政令市になられます。そういったときにこの森林環境、水源環境保全施策を進めていくときに、市町村との関係、基礎的自治体である市町村と広域的自治体である都道府県、ここの関係というのも一つの論点かなというように思います。県民の意思の直接の反映ももちろん一番大切です。ただ、県民であると同時に当然市民でもありますから、そことの関係と

というのがもう一つ論点であるかなというふうに思います。この部分についてはちょっと時間の関係で議論できませんでしたが、皆さんの中でこの論点について考えてみていただけたらと思います。

それでは、第1分科会はこれにて終了させていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

**（事務局）**

どうもありがとうございました。

事務局から連絡事項がございます。この後15時45分からこちらの会場にて全体会を開催いたします。お時間までにご着席くださるようお願いいたします。また、ご提出いただいていないご意見等がありましたら、意見、質問表にご記入の上、受付の係員までお渡しくださるようお願いいたします。よろしくお申し上げます。